

2021.10.2 第24回戦争遺跡保存全国シンポジウム

## 戦争の記憶から記録へ

加藤 聖文  
mifuyokiutoka@gmail.com

# I. 戦争資料をめぐるさまざまな課題

◎民間にある戦争資料...受け皿が無い！

⇒量が多い・形態が複雑（コピーや書籍も混在）・歴史解釈が厄介・展示に向かない

⇒今の「日本」の範囲と結びつかない（満洲引揚、東南アジア占領、朝鮮植民地支配などすべて「外国」の出来事）

⇒「戦争」を想像できない世代の増加...社会的共通認識の消滅（なぜ戦争を扱わなければならないのか？根源的な問いがなされていない）



★地方の博物館は積極的に引き受けたがらない！

...日本の博物館は「文化」「前近代」中心。近代史しかも戦争のような生々しい歴史を敬遠する（学芸員の専門知識不足）。

★国立の施設がない！

...平和祈念展示資料館（総務省）・昭和館（厚労省）など「施設」はあるが積極的な収集機関ではない。また、それぞれ省庁の縦割り行政の影響を受け、横の繋がりが無い。省庁の「事なかれ主義」の影響が強く、職員も萎縮する。



★結果的に個人の努力任せ...私設の資料館⇔地域との繋がりが弱く地域住民のサポートが少ない...戦争資料は地域性が強いにもかかわらず孤立しがち





武富戦争資料館（福岡県小竹町）

個人で集めた戦争資料を一般公開する目的で開設。手弁当＋寄付金のみで運営されているが、公的な支援は皆無。また、専門家不在なので保存環境は決して良いとはいえない。

日本にはこのような施設が多い。

◎役所にある戦争記録...公開制度が未整備！

⇒行政文書...市町村レベルでは公文書館がないため市民の目に触れない。

\*合併された旧町村役場が所蔵していた兵事関係文書...未整理・保存環境不良

\*援護関係部局に眠る大量の文書...情報公開制度で開示請求をすることは可能

⇒職員もよくわからないため「文書不存在」になる（隠蔽しているわけではない）。

⇒「個人情報」の壁...地方自治体の個人情報保護条例が抱える大問題...国の保護法

と大きく異なり死没者にも適用・適用除外が無い

↓

墨塗りだらけの文書開示...請求者は不満＋職員は無駄な労力

↓

★確かに個人名が消されていても内容がわかれば問題ないが...

そもそも、個人名を消してしまうと故人の無念を誰がくみ取ることができるのか？

その回路を行政が機械的な法律解釈で遮断してしまうことは、戦争犠牲者に対する冒瀆では？

⇒しかし、市民の側も空気に流されて深く考えずに「個人情報」を受け入れているのが実情。

地方には戦争の実像を明らかにする「兵事関係文書」が以外と多く残されている。しかし、公文書館がないためこれらの存在はほとんど知られておらず、管理状態も悪い。また、役所に保管されている場合、「個人情報」の壁に阻まれることもある。

昭和二十年

防衛召集書類綴

北安曇郡社村役場

No.	1174
年号	昭和二十年 (1945)
社文書	

昭和十八年度

勤員<sup>(三)</sup>ニ関スル發來翰綴

一時

社村役場

No.	1169
年号	昭和十八年 (1943)
社文書	

# 福島県で開示された文書

別紙第三

## 義勇隊訓練所実態調査表

任所  
隊員氏名  
訓練生氏名

一次別正式名稱 第四次ハルビニ訓練所 中隊長名を冠す 以テ三人

二 入所年月日 ハルビニ入所 一六年六月一日

三 送出府縣名若しくは構成府縣名 福島縣

四 所在地 三江南富井興隆街 第四次高宮義勇隊前所

五 終戦直前(移動開始前)在籍者数及内訳

① 不在中隊員数及内訳

應召者(一六三)所外訓練者(六)計

勤労奉行者(一)その他(五)計

② 在中隊人員数(家族を含む)及内訳

幹部及訓練生数(男六名 女〇名) 家族数(男〇名 女〇名) 計(男六名 女〇名)

③ 在中隊人員数(家族を含む)及内訳

幹部及訓練生数(男六名 女〇名) 家族数(男〇名 女〇名) 計(男六名 女〇名)

六 訓練所構成及び終戦時所員数(この欄は訓練所全般について記す)

本部名

各中隊(各中隊毎送出府縣名人口を記すこと)

阿武隈義勇隊(中隊) 調査中

高宮義勇隊(中隊) 一七名

七 中隊幹部氏名(幹部氏名と担当職務を明記す)

役員名

中隊長

指導員

出長軍

警備







## II. 諸外国の事例：東ドイツの秘密警察（シュタージStasi）



東独政府崩壊直前にシュタージは文書をシュレッターにかけて廃棄しようとしたが、東独市民が押収⇒文書を復元して公開。内容はシュタージによる旧東独市民の個人監視情報。

\* 市民なら申請すれば誰でも閲覧可能⇒友人が密告者だったケースが続発（でも公開は続ける）

\* 「社会が共有すべき歴史」のコンセンサスが確立している。現実を直視しよりよい社会を築くためには情報を共有し、国民全体で考えることが大切という考え。



# リトアニア国立特別公文書館（旧ソ連時代文書）

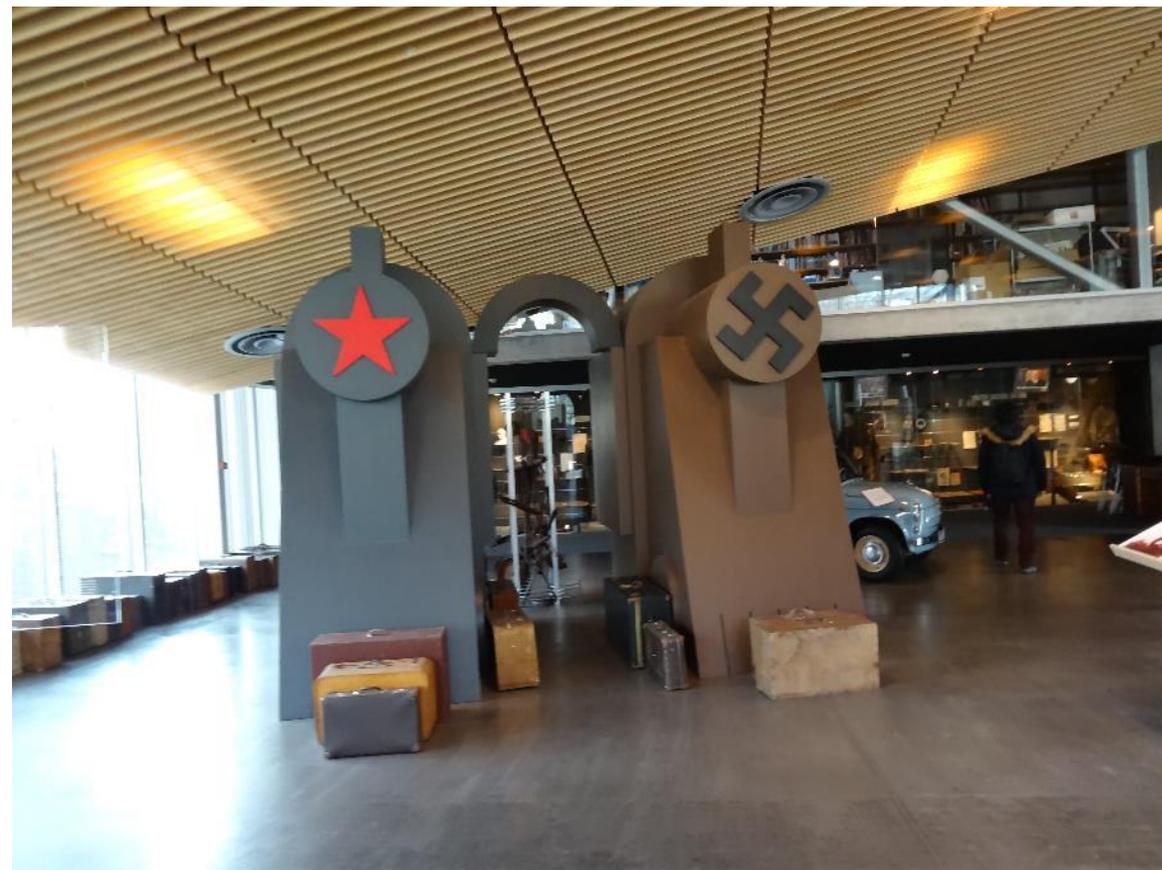
ソ連時代の市民監視記録を公開。外国人にも公開。一部非公開記録があるが、原則全面公開。

\*リトアニア以外のバルト三国（エストニア・ラトビア）も同じ様な記録を公開。国家独立のアイデンティティのためにソ連時代の負の遺産は積極的に公開。



\*バルト三国ではソ連時代を「占領時代」と位置づけており、占領時代に特化した博物館もある。これらは国家のアイデンティティと深く結びついており、ナショナル・ヒストリーの要素が濃い。なかでもリトアニアは「ジェノサイド博物館（旧KGB本部）」（写真左）と称してソ連に対する批判が先鋭的。ただし、同じリトアニアがナチス占領期に行われたユダヤ人虐殺に関しては国立の施設では言及されておらず、民間施設がその歴史を伝えるのみ。

バルト三国はナチスとソ連に占領された歴史がある。エストニアは同国人同士が独ソに分かれて戦った経緯もあり、その歴史解釈をめぐって複雑に揺れている（写真右はエストニアの占領博物館）。



### Ⅲ. まとめ：戦争の記憶はなぜ継承しなければならないのか？

- ◎国民国家である限り、国家行為によって失われた国民の命は、主権者である国民全体が受け止めなければならない（交通事故や私怨による殺人事件とは異なる）。
- ◎犠牲者個々の名前を明らかにすることは、個人の悲劇を社会が共有するために不可欠である。その時代に生きていた見も知らない他人の死に想像力を働かせ、その人の生を感ずることではじめて戦争に向き合い、その悲惨さを実感することができる。
- ◎そのためには戦争の記憶を表象化する記録が残されていなければならない。また、戦争に関わる記録を保存することに加えて、戦争体験者の記憶を記録化することも重要。
- ◎体験者の記憶を第三者が「語り継ぎ部」として次世代に戦争体験を継承することも意義がある...第三者がどのように「感じたか」「考えたか」を伝えることは社会における戦争体験の共有化が広がることを意味する。
- ◎日本に必要なのは「平和資料館」ではなく「戦争博物館」...英雄たちの顕彰でも国家のアイデンティティの確認の場ではなく、「戦争」という現実を直視し、その本質を「考える」ための「記憶の保管庫」が必要...結論も答えもなく、ただひたすら「考える」ことが重要。